

議題 1（委員会決裁事項（規則第 3 条第 6 号））

知事からの意見聴取について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定により知事から意見を求められた令和 5 年 2 月定例府議会に提出予定の次の議案については、異議がないものと決定する。

令和 5 年 2 月 15 日

大阪府教育委員会

○予算案

- 1 令和 5 年度大阪府一般会計予算の件（教育委員会関係分）
- 2 令和 4 年度大阪府一般会計補正予算（第 10 号）の件（教育委員会関係分）
- 3 令和 4 年度大阪府一般会計補正予算（第 11 号）の件（教育委員会関係分）

○事件議決案

- 1 府立学校の職員の給与の過誤払金返還請求に関する訴えの提起の件
- 2 指定管理者の指定の件（教育委員会所管施設）
- 3 大阪府教育振興基本計画を定める件

○条例案

- 1 職員の管理職手当の特例に関する条例一部改正の件
- 2 知事等の給料及び期末手当の特例に関する条例一部改正の件
- 3 大阪府指定障害児通所支援事業者の指定並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等一部改正の件
- 4 大阪府立学校条例一部改正の件
- 5 大阪府立臨海スポーツセンター条例一部改正の件
- 6 大阪府立少年自然の家条例一部改正の件
- 7 府費負担教職員定数条例一部改正の件
- 8 大阪府立近つ飛鳥風土記の丘条例及び大阪府立博物館条例一部改正の件

<参考>

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律
(教育委員会の意見聴取)

第 29 条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合には、教育委員会の意見をきかなければならない。

令和5年度 教育庁予算（案）の主な事業

一般会計	令和5年度当初予算額	5,444億5,000万円
	令和4年度当初予算額	5,544億9,470万9千円
	令和4年度最終予算額	5,466億4,821万4千円
	前年比 R5当初/R4当初	98.2%

第2次教育振興基本計画項目	主な事業	予算額(千円)	備考
【基本方針1】確かな学力の定着と学びの深化	① 小学生新学力テスト事業費	316,080	
	② 中学生学びチャレンジ事業費	347,039	
	③ 市町村立学校スマートスクール推進事業費	78,084	
	④ 府立学校スマートスクール推進事業費	2,902,276	
	⑤ 英語教育推進事業費	207,644	一部新 1-4ページ 主要事業1
	⑥ グローバルリーダーズハイスクール支援事業費	26,161	
	⑦ 府立高等学校再編整備事業費	193,773	
	⑧ 知的障がいのある生徒の教育環境整備事業費	47,303	
	⑨ 障がいのある生徒の高校生活支援事業費	130,176	
	⑩ 小中学校における日本語指導推進事業費	37,868	
	⑪ 多様な教育実践校整備事業費	25,923	新規 1-5ページ 主要事業2
	⑫ 府立学校入学選抜・採点業務デジタル化事業費	99,329	新規 1-6ページ 主要事業3
	⑬ 不登校対策等支援推進事業費	152,207	新規 1-7ページ 主要事業4
【基本方針2】豊かな心と健やかな体の育成	① いじめ・虐待等対応支援体制構築事業費	146,672	1-7ページ 主要事業4
	② 課題を抱える生徒フォローアップ事業費	31,044	
	③ ヤングケアラー支援体制強化事業費	71,288	
	④ スクールカウンセラー配置事業費	455,655	1-7ページ 主要事業4
	⑤ スクールソーシャルワーカー配置事業費	74,632	1-7ページ 主要事業4
	⑥ 教育総合相談事業費	24,233	
	⑦ SNS活用相談体制整備事業費	26,329	拡充 1-7ページ 主要事業4
	⑧ 競技力向上対策事業費補助金	18,255	
	⑨ 学校給食実施費	866,601	
	⑩ 地域クラブ活動体制整備等事業費	84,007	拡充 1-8ページ 主要事業5
【基本方針3】将来をみずえた自主性・自立性の育成	① 教育庁ハートフルオフィス推進事業費	27,996	
	② 部活動指導員等配置事業費	140,615	一部新 1-8ページ 主要事業5
【基本方針4】多様な主体との協働	① 教育コミュニティづくり推進事業費	58,084	
	※【基本方針2】の②～⑤の事業も【基本方針4】に該当(再掲)	632,619	
【基本方針5】力と熱意を備えた教員と学校組織づくり	① 教職員採用選考費	21,401	
	② 教職員資質向上方策推進事業費	49,539	
	③ 校長マネジメントの強化(学校経営推進事業費・校長マネジメント推進事業費)	236,997	
	④ 府立学校教育ICT化推進事業費	1,341,925	
	※【基本方針2】の⑩、【基本方針3】の②の事業も【基本方針5】に該当(再掲)	224,622	
【基本方針6】学びを支える環境整備	① 就学支援金関連事業費	39,613,998	
	② 知的障がい支援学校新校整備事業費	3,944,601	一部新 1-9ページ 主要事業6
	③ 市町村医療的ケア等実施体制サポート事業費	63,034	
	④ 医療的ケア通学支援事業費	496,738	
	⑤ 府立学校老朽化対策費	1,200,047	
	⑥ 府立学校施設・設備改修費	811,133	
	⑦ 府立学校施設設備緊急改修事業費	901,084	
	⑧ 府立学校施設長寿命化整備事業費	4,538,482	
	⑨ 府立学校体育館空調設備整備費	1,573,185	
	⑩ 高等学校教育環境改善事業費	1,056,062	
	⑪ スクールサポートスタッフ及び学習支援員配置事業費	411,002	
	⑫ 大阪府育英会助成費	598,636	
	⑬ 学習環境改善事業費(府立学校トイレ改修)	432,500	新規
【基本方針7】私立学校の振興	① 私立高等学校等振興助成費	37,456,119	
	② 私立高等学校等生徒授業料支援補助金(事務費等除く)	15,582,180	
	③ 私立幼稚園振興助成費	9,092,739	
	④ 施設型給付費等負担金	9,468,250	
	⑤ 子育て支援施設等利用給付費負担金	3,067,995	
	⑥ 私立専門学校授業料等減免事業費	5,297,672	

英語教育推進事業費《一部新規》

【知事重点事業】

【事業目的】

2025年の大阪・関西万博を契機とし、より一層グローバル化が見込まれる大阪において、児童・生徒に自信を持ってコミュニケーションをとることができる英語運用能力（「生きた」英語力）を身につけさせるとともに、世界に羽ばたく高い英語力を備えたグローバル人材を育成する。

【当初予算額】 207,644 千円

【事業内容】

（1）英語学習アプリのパッケージ開発（85,158 千円）《新規》

児童・生徒の興味・関心や習熟度に応じた英語学習の機会を提供するため、府内公立小中学校それぞれ43校、高校50校のモデル校にAIによる自動採点機能等を搭載した英語学習アプリをテスト導入するとともに、各コンテンツの効果検証を行った上で、大阪府の児童・生徒の状況や課題に応じた英語学習アプリのパッケージ開発を実施する。



（2）外部人材（ネイティブ講師）の活用（110,372 千円）《拡充》

府立高校の授業等において、ネイティブ講師との英語によるコミュニケーションの機会を充実させるため、全日制の課程に週5日、定時制の課程に週1日、ネイティブ講師を配置する。



（3）その他の取組み（12,114 千円）

- ・国内英語研修：ネイティブ講師と英語によるコミュニケーションを実践する「イングリッシュキャンプ」や、海外高校生とグローバル課題についてのディスカッション等を行う「国際会議」を実施
- ・海外英語研修：高校生の海外留学を促進するため、留学費用の一部を支援
- ・英語教員研修：教員の指導力や英語力の向上を目的とした悉皆研修や、各学校の課題に応じて選択受講する研修を実施

多様な教育実践校 整備事業費<<新規>> 【知事重点事業】

【事業目的】

少人数学級の実現や充実した体験型学習など従来の手法に捉われない教育活動の中で、特定の学びや活動が得意な生徒・不得意な生徒、また、自分らしさを発揮したい生徒など多様な子どもたちが、意欲的に自分らしく学び、社会で自立する力を身につけることができる学校の設置（令和6年度改編）に向け、令和5年度から一部の教育内容等を先行実施する。

【当初予算額】 25,923 千円

【対象校】 府立西成高等学校 及び 府立岬高等学校



【事業内容】（学校イメージ）

新規・拡充

- SC 常駐化をはじめとする専門人材の充実
専門人材によるアセスメントや助言をもとに、生徒の個性や特性に応じた支援を実現
- ・**スクールカウンセラーの常駐化【新規】**
生徒や保護者からの個別相談対応や適切なアセスメント、教員に助言等を行うなど、心理面からサポート
- ・**スクールソーシャルワーカーの充実【拡充】**
福祉サービスなどの接続も含め、多様な社会資源につなぐなど、生徒等を環境面からサポート
- ・**キャリア教育コーディネーターの充実【拡充】**
生徒の個性に応じた職業観の醸成や面接指導など、就労や進学等キャリア面からサポート



新規

- 地域連携室の設置**
専任教職員等が常駐する地域連携室を校内に設置し、多様な地域資源（NPO、行政等）を効果的に活用した教育活動や生徒支援の充実に向けた連携、コーディネートを実現
- ・**専任教員の配置【新規】**
教職員と地域連携コーディネーター等との連携調整、コーディネート等を実施
- ・**地域連携コーディネーターの常駐【新規】**
地域資源の新規開拓や地域と協働した学習プログラムの検討、学校の魅力発信等を実施



拡充

- 生徒を支える居場所づくり**
学校生活等での悩みなどを気軽に相談できる居場所づくりを行い、生徒の課題を早期に発見し、支援できる体制を構築



- 地域資源を活用した体験型学習の実施**
他者との関わりを通じた自己理解の促進や社会参加をみすえた実践的なソーシャルスキルの獲得に向け、地域資源を活用した体験型学習を実施



- 新たな入学者選抜の導入等に伴う制度周知**
新たな入学者選抜制度や当該校のコンセプト等の周知徹底

府立学校入学者選抜・採点業務デジタル化事業費<<新規>>

【知事重点事業】

【事業目的】

社会全体の ICT 化が進展する中、府立学校の入学者選抜においてオンライン出願を導入し、志願者等の利便性の向上を図るとともに、教職員の負担を軽減し、在校生への指導等に充てる時間を確保することにより、教育環境の充実を図るために、選抜事務作業や定期考査における採点業務等のデジタル化を推進する。

【当初予算額】 99,329 千円

【事業内容】

○デジタル採点

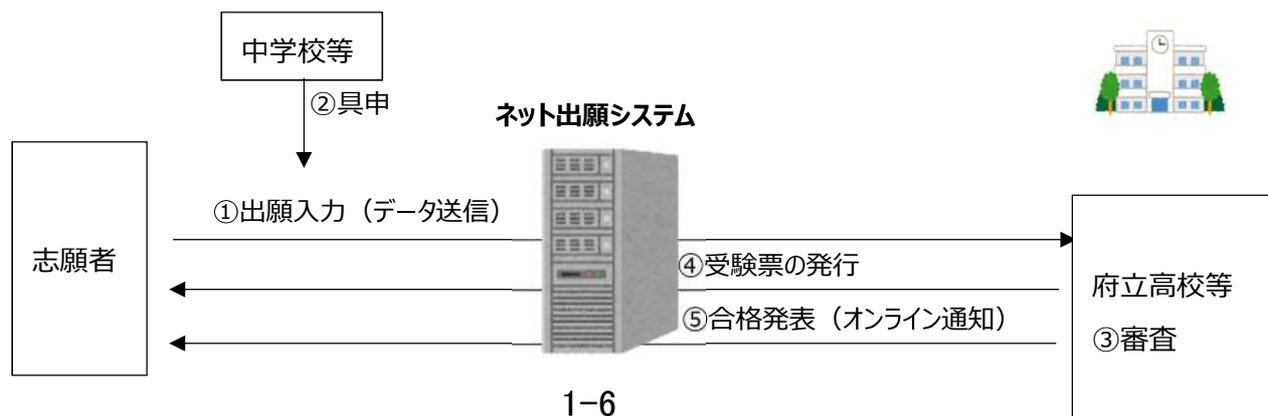
定期考査・入学者選抜における採点業務に係り、生徒の答案をスキャンし、パソコン上で設問ごとに一覧表示された解答の採点機能や、複数人での共同採点機能、採点結果の自動集計機能等を備えたシステムを導入し、業務効率化・採点精度の向上を図るとともに、業務負担の軽減を図る。定期考査においては、令和 5 年度より府立学校に導入し、入学者選抜においては、令和 5 年度に府立中学校、令和 6 年度に府立高等学校、府立高等支援学校等において導入する。

①紙での解答 → ②答案のスキャン・データ化 → ③システムによる採点



○オンライン出願

府立中学校及び府立高等学校入学者選抜等に適したオンラインによる出願システムを導入し、入学者選抜に係る利便性の向上、事務の効率化を図る。令和 5 年度中に府立中学校選抜において導入し、令和 6 年度に対象範囲を府立高等学校、府立支援学校に拡大する。



いじめを含む様々な不安や悩みをもつ子どもに対する支援の充実<<一部新規>>

【事業目的】

児童生徒のいじめ・暴力行為等の問題行動、また不登校への対応、予防に向け、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等らの専門人材等を配置するとともに、SNSを活用した相談を拡充し、子どもがより相談しやすい環境を整え、子どもに対する支援の充実を図る。

【当初予算額】 855,495 千円 (5 事業合計)

【事業内容】

①【新規】不登校対策等支援推進事業費 152,207 千円 【知事重点事業】

不登校等児童生徒への支援の核となる場所として、校内教育支援ルームを設置し、ICTを活用した個別の学習支援など、幅広い支援を実施する。

大阪府教育庁の支援

◆事業実施市町村への指導助言

◆不登校等の課題の大きい学校に対する人的支援

不登校等の課題の大きい学校に対する人材配置による直接の支援

課題の大きい学校に対し、支援人材を配置し、府からの直接の支援を実施

- 校内教育支援員（教員 OB 等）を配置し、校内の居場所となる校内教育支援ルームにおいて、登校が厳しい児童生徒への個別学習・相談支援を実施
- 児童生徒個々の状況や学習状況について、学級担任や教科担任をはじめとする関係教職員との情報共有や助言

支援・指導助言

府の直接支援

市町村教委の役割

◆事業実施校への指導助言や支援

- 実施校の不登校等対策の充実にむけた取り組みの進捗管理等
- 多様なニーズに応じた継続的な支援が可能な校内教育支援ルームの環境整備

日常的な支援



課題の大きい学校

<校内教育支援ルーム>

- ▶校内教育支援員の配置、個別学習環境の提供
 - ▶個々の状況に応じた ICT も活用した学習支援
 - ▶個別の教育相談
 - ▶校内会議への参加・助言、専門人材との情報連携
- ✓ 個別支援に向けた校内会議の開催
 - ✓ 児童生徒個々の状況を校内教育支援員やスクールカウンセラー等専門人材と情報共有
 - ✓ 支援状況について保護者等との情報共有

②【拡充】SNS 活用相談体制整備事業費 26,329 千円 【知事重点事業】

教育センターで実施している SNS を活用した相談を週 1 日から週 5 日に拡充。

③いじめ・虐待等対応支援体制構築事業費 146,672 千円

学校におけるいじめや児童虐待等への対応及び未然防止に向けて市町村の支援体制を構築する。

④スクールカウンセラー配置事業費 455,655 千円 【知事重点事業】

スクールカウンセラーを全中学校区に配置し、学校教育相談体制の一層の充実をめざす。

⑤スクールソーシャルワーカー配置事業費 74,632 千円

学校と福祉を繋ぐ専門家としてスクールソーシャルワーカーを各中学校区へ配置するため市町村に補助を行う。

部活動改革推進事業<<一部新規>>

【知事重点事業】

【事業目的】

府内中学校及び府立高等学校の部活動における、部活動に加入する生徒の減少や教員の時間外勤務の長時間化、専門的指導ができない教員の心理的負担等の課題を解決するため、部活動の合同実施等により、部活動の教育的意義の保障と学校の働き方改革を実現する。

【当初予算額】 224,622 千円

【事業内容】

(1) 複数校による部活動の合同実施の促進（高等学校：部活動大阪モデル）

(140,615 千円) 《新規》

■原則、全ての高校で合同部活動のためのペアリングを検討 ➡ **82校 41ペア**



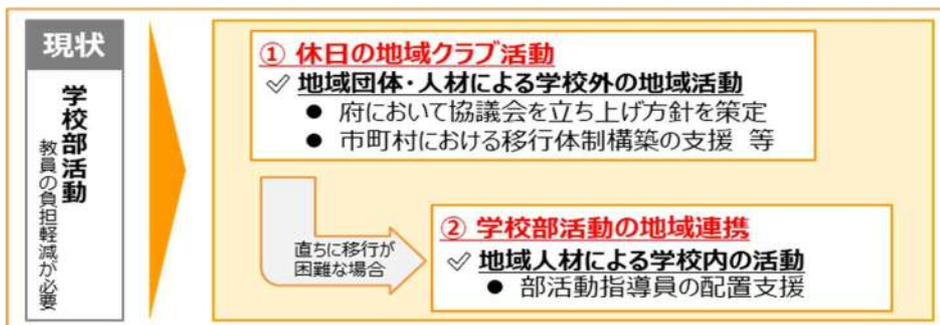
- ・ステージ3を最終形とし、令和5年度はステージ1（休日および長期休業中）を実施
- ・ペアリング対象外の学校における少人数部活動についても、公式大会への参加機会を確保するため、休日中心の合同部活動を実施
- ・顧問教員の専門性が無い場合、部活動指導員を配置【164名増(予定)】
- ・学校間の移動に要する生徒の交通用具（自転車等）を整備



(2) 休日の地域クラブ活動への移行や部活動の地域連携に向けた支援（中学校）

(84,007 千円) 《拡充》

■部活動を学校単位から地域単位の取組みとすべく、休日の部活動から段階的に移行



知的障がい支援学校新校整備事業費<<一部新規>>

【知事重点事業】

【事業目的】

知的障がい支援学校の在籍者数の増加に対応し、児童生徒の教育環境を確保するため、新たな支援学校の整備等により、特別支援学校設置基準における校舎面積基準、学級編制基準の不適合の解消、教室不足の解消を今後 10 年以内にめざす。

【当初予算額】 3,944,601 千円（一般財源：917,768 千円）

【事業内容】

（1）西淀川地域新校整備関連（3,724,587 千円）

もと府立西淀川高校を活用した新校整備について、施設・設備の改修工事を進め、併せて、必要となる ICT 環境や物品の整備など令和 6 年 4 月の開校に向けた準備を行う。

（2）生野支援学校の移転併設整備関連（162,256 千円）

府立生野支援学校の府立大阪わかば高校敷地への移転（併設）について、今年度を実施した基本計画の成果等を踏まえ、引き続き、基本設計を進める。

（3）府立知的障がい支援学校教育環境改善実施関連（57,758 千円）<<新規>>

全ての地域において、既存の教室等の環境改善を行う。在籍者数の増加が著しく、学級編制基準適合に必要な室数の多い、豊能と大阪市北東部について、それぞれ、閉校した高校等を活用した基本計画の策定に着手する。

今後 10 年以内にめざす基本的な考え方					
地域 (学校数)	校舎面積基準が 不適合な学校数 (支援学校名)	対応が必要な室数		R5 年度新規事業	以下の対策を 引き続き検討
		転用や間仕切り、特別教室等の不足数	学級編制基準を満たすために必要な室数		
豊能・三島 (6校)	2校 (豊中・箕面)	51室	42室	・既存の教室等の環境改善 ・閉校した高校等の活用 1校(豊能)	・閉校した高校等の活用
大阪市 (6校)	3校 (思斉・生野・住之江)	82室	76室	・既存の教室等の環境改善 ・閉校した高校等の活用 1校(市北東部)	・校舎増築
北河内 (4校)	1校 (守口)	37室	10室	・既存の教室等の環境改善	・本校化(小学部の新設)
中・南河内 (4校)	1校 (八尾)	19室	23室	・既存の教室等の環境改善	
泉北泉南 その他 (26校)	7校 (和泉・泉北ほか)	34室	17室	・既存の教室等の環境改善	
全 46 校	14 校	223 室	168 室		
		391 室			

教育庁 令和5年度当初予算案の概要

一般会計	令和5年度当初予算額	5,444億5,000万円
	令和4年度当初予算額	5,544億9,470万9千円
	令和4年度最終予算額	5,466億4,821万4千円
	前年比 R5当初/R4当初	98.2%

〔 一 般 会 計 〕

上段 令和5年度当初
 中段 令和4年度当初
 下段 令和4年度最終

事業名	事業費	事業内容 の 説 明
<①確かな学力の定着と学びの深化>		
小学生 新学力テスト事業費	3億1,608万円 3億1,775万9千円 2億9,628万6千円	府内児童一人ひとりがすべての教育活動の基盤となる言語能力、読解力、目標に向かって頑張る力等、生涯にわたる学力を着実につけるため、公立小学校5・6年生を対象とした学力テスト・アンケートを実施する。
中学生学び チャレンジ事業費	3億4,703万9千円 3億2,298万4千円 3億2,298万4千円	生徒の学力状況を把握、分析・検証することにより、学習内容の着実な理解と教育活動（指導・評価）の改善・充実を図るとともに、府内における調査書の評定の公平性を担保することを目的として、公立中学生を対象とした学力テスト・アンケートを実施する。
スクール・エンパワーメント 推進事業費	40万9千円 40万9千円 40万9千円	府内69小学校・55中学校を事業対象校（言語能力向上など府域共通の課題に取り組むモデル校を含む）に指定し、子どもたちに「学びに向かう力」を育み、「確かな学力」の定着を図る。
習熟度別 指導推進事業費 (一部再掲)	(教職員定数で計上)	府内小・中学校の児童生徒の学力向上を図るため、学校の状況にあわせて、習熟度別指導を行う。 ○小学校（3年生以上）—国語・算数・理科・外国語 ○中学校—国語・数学・理科・外国語

事業名	事業費	事業内容 の説明
学校図書館活性化 調査研究事業費	80万円 50万円 50万円	本に親しむ活動や学校図書館を活用した授業等を行うことを通じて言語能力を育成し、子どもたちの学力を向上させるための調査研究を行う。
市町村立学校スマート スクール推進事業費	7,808万4千円 1億8,027万4千円 4,055万2千円	GIGAスクール構想における1人1台端末を効果的に活用した教育活動が円滑且つ効果的に実施できるよう、「大阪府GIGAスクール運営支援センター」を開設し、市町村における端末等の安定的運用の実現と子どもたちの学びの保障に資する。 また、日常的・効果的に1人1台端末を活用した授業が府内全ての学校で実施できるようモデル校に担当教員を配置し、実践事例の収集・普及を行う。
府立学校スマート スクール推進事業費	29億227万6千円 32億6,720万7千円 50億2,802万8千円	ICTを活用した教育を実現するため、児童生徒1人1台の端末を整備するとともに、教員・児童生徒への支援等の充実を図る。 ○スマートスクール推進事業 ○生徒1人1台端末整備事業 ○学校情報ネットワーク事業 ○学校情報ネットワーククラウド化事業
英語教育推進事業費 (一部、大阪教育ゆめ基金活用) 《一部新規》 《知事重点事業》	2億764万4千円 935万6千円 700万1千円	英語学習アプリや外部人材(ALT)の活用等により、児童・生徒に「生きた」英語力(特に話す力)を身につけさせるとともに、大阪から世界に羽ばたく高い英語力を備えたグローバル人材を育成する。 ○英語学習アプリのパッケージ開発 ICTを活用した個別最適化な学びを実現するため、府内小・中・高のモデル校において英語学習アプリの効果検証を行い、大阪府の児童・生徒に最適な内容にするパッケージ開発を実施。 ○外部人材(ALT)の活用 学校の授業内外において、英語によるコミュニケーションの機会を充実させるため、現在配置しているネイティブ講師を拡充し、全府立高校(全日制の課程)に週5日配置を行う。 【1-4ページ主要事業1 参照】
外国語指導員等による 語学指導充実費	5億8,106万4千円 5億5,825万1千円 5億5,825万1千円	外国語教育を充実し、英語等によるコミュニケーション能力や国際感覚豊かな高校生を育成するため、府立高校への英語指導等を行う外国人英語指導員の配置及び語学学校等に勤務する外国人英語講師の派遣を行う。 ○外国人英語指導員の配置〔NET・NKT・NCT〕 91名 ○外国人英語講師の派遣〔T-NET〕 61校
グローバルリーダーズ ハイスクール支援事業費	2,616万1千円 2,616万1千円 2,616万1千円	グローバルリーダーズハイスクールにおいて、知識を基盤とするこれからのグローバル社会をリードする人材を育成するとともに、地域の拠点校として、周辺校における人材育成を支援する。また、各校が実施する特色ある取組みを支援することに加え、外部有識者による評価を行う。

事業名	事業費	事業内容 の説明
実業教育充実事業費	2,023万7千円 2,529万3千円 2,529万3千円	将来の大阪の産業を担う技術者として農業高校等の生徒を育成するために、老朽化により精度が低下した設備や安全性の確保が困難な設備の更新や、企業等との連携による技術・技能研修を実施する。
長期入院生徒 学習支援事業費	665万1千円 663万1千円 348万9千円	病気・ケガなどによる入院のために長期間登校できないが、就学の意思を強く持ち学習意欲がある生徒の学習を支援する。
府立高等学校再編 整備事業費	1億9,377万3千円 2億3,256万3千円 2億3,261万3千円	府立高校の再編整備を推進する。 ○工業系高校の改編 工業系高校のさらなる魅力づくりのため、老朽化した設備の更新を行うとともに、企業の生産現場で学ぶ機会を設ける等、教育環境を充実させる。また、府内中学生等を対象とした広報活動を充実させる。 ○多部制単位制・通信制の改編 多部制単位制Ⅰ・Ⅱ部の大阪わかば高校及び桃谷高校（通信制課程）の教育環境を整備する。
能勢高等学校再編 整備事業費	485万円 737万9千円 737万9千円	豊中高校本校・能勢分校間の効果的な連携を図るため、ネット教室の運用を行う。
福祉・医療関係 人材活用事業費	747万円 744万5千円 744万5千円	府立支援学校における教育の充実を図るため、福祉医療関係の専門的な知識のある人材を特別非常勤講師として配置する。
支援教育地域支援 整備事業費	9,937万1千円 9,713万3千円 9,713万3千円	府立支援学校のリーディングスタッフ（府立支援学校教員）が十分に活動できるように非常勤講師を配置する。
知的障がいのある生徒の 教育環境整備事業費	4,730万3千円 4,513万1千円 4,513万1千円	知的障がいのある生徒の後期中等教育を充実するため、府立高校に設置した自立支援推進校及び共生推進校において、「ともに学び、ともに育つ」教育を推進する。 ○自立支援推進校 11校 （園芸、柴島、阿武野、西成、松原、枚方なぎさ、八尾翠翔、堺東、貝塚、桜宮、東淀工業） ○共生推進校 10校 （枚岡樟風、千里青雲、芦間、久米田、北摂つばさ、信太、緑風冠、金剛、東住吉、今宮） ※非常勤講師、学習サポーターを活用
特別支援教育指導費	2,164万3千円 2,159万3千円 2,159万3千円	府立支援学校における教育内容・環境の充実を図る。 ○医療的ケアの必要な児童・生徒のための宿泊学校行事への看護師の随伴〈宿泊学校行事看護師付添費〉 ○各市町村就学指導委員会、府立支援学校入学対象者に対する就学指導〈特別支援学校就学指導充実費〉 ○支援学校内において医療的ケアを教員が適切に実施するための法定研修
外国語講師 派遣事業費	963万9千円 929万7千円 929万7千円	府立支援学校に外国人英語講師を派遣し、言語や文化に対する理解を深めるとともに、他者を尊重することや、他者への配慮をしながら外国語でコミュニケーションを図ろうとする態度を育成する。

事業名	事業費	事業内容 の説明
高等学校支援教育力 充実事業費	994万1千円 927万6千円 927万6千円	自立支援推進校等の中から支援教育サポート校に指定した4校が、障がいのある生徒の教科指導等のノウハウを当該地域の高校と共有・活用を図る。
障がいのある生徒の 高校生活支援事業費	1億3,017万6千円 1億3,011万2千円 1億5,601万9千円	障がいのある生徒の個々の状況に即した学校生活や学習の支援を行うため、専門的な知識を持つ人材等を配置する。 ○エキスパート支援員（臨床心理士等）の配置 ○学習支援員・介助員の配置 ○看護師の配置
高等学校通級指導 実施費	78万8千円 78万8千円 78万8千円	通級指導教室を府立高校に設置し、発達障がい等のある生徒に対し、学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とした指導を実施する。 ○設置校 柴島、松原、大手前（全）、岬、箕面東、野崎 布施（全）、教育センター附属、富田林、和泉総合（全）
OSAKA多文化共生 推進事業費	62万7千円 146万3千円 146万3千円	外国にルーツのある児童生徒と日本ルーツの児童生徒が互いの母文化にふれることで、ともにアイデンティティを育み、自己肯定感を高め、多文化共生のまちづくりの担い手となることをめざす。
小中学校における 日本語指導推進事業費 (一部、大阪教育ゆめ基金活用)	3,786万8千円 3,223万1千円 3,223万1千円	日本語指導が必要な児童生徒のうち、十分な日本語指導が受けられていない児童生徒が在籍する市町村及び学校への支援を行う。 ○日本語指導が必要な児童生徒がオンラインで指導を受けることができる体制を整備 ○夜間中学6校に日本語指導支援員を配置 ○府域7地区に外国人児童生徒支援員を配置
夜間中学設置促進・ 充実事業費	120万円 60万円 60万円	夜間中学についての広報を充実させ、就学機会の一層の確保を図る。
日本語教育 学校支援事業費	1,706万7千円 1,706万7千円 1,706万7千円	日本語指導が必要な外国籍生徒等が在籍する府立高校に対し、日本語・母語指導や生活適応指導等を行う教育サポーター等を派遣する。
府立図書館運営費	17億7,643万3千円 16億4,960万3千円 16億3,782万1千円	府立の図書館の管理運営等を行う。 ○中央図書館 資料収集、国際児童文学館の運営、設備改修、指定管理委託など ○中央図書館の書庫改修工事実施設計等（地下駐車場の書庫化） ○中之島図書館 資料収集、ビジネス支援機能の運営、指定管理委託など ○中之島図書館（非重要文化財部分）の耐震改修の実施（書庫棟の改築等） ・R3年度から工事着手（2期工事中：R4年11月～R6年1月頃）

事業名	事業費	事業内容 の説明
多様な教育実践校整備事業費 《新規》 《知事重点事業》	2,592万3千円 0 0	西成高校・岬高校を「多様な教育実践校」に指定し、専門人材の活用による支援体制や地域資源を活用した学習の充実に向けた教育環境を整備する。 ○地域連携室の設置 専任の担当者がNPO・企業等の多様な地域資源を活用した教育活動や生徒支援の充実に向けた連携・コーディネートを行う「地域連携室」を設置。 ○専門人材の配置 生徒・保護者へのきめ細かな支援を行うため、スクールカウンセラーをはじめとする、多様な専門人材の配置を充実。 【1-5 ページ主要事業2 参照】
2025日本国際博覧会 実業系高校魅力発信事業 《新規》 《知事重点事業》	1,320万円 0 0	都市運動型メタパス「バーチャル大阪」のプラットフォームを活用し、府立高校生が国内外の小中高生等と、大阪・関西万博に関する意見交換や関西の魅力を発信する等の交流を通じて、万博の機運醸成に取組む。
2025日本国際博覧会 最先端探究活動事業費 《新規》 《知事重点事業》	215万円 0 0	STEAM教育の考え方を取り入れた最先端の探究活動に取組み、教科横断的な学習の推進を図るとともに、その成果を大阪・関西万博2025の関連イベント等で発表することで、万博の機運醸成に取組む。 ※STEAMとは、Science（科学）、Technology（技術）、Engineering（工学）、Art（芸術）、Mathematics（数学）の5つの単語の頭文字を組み合わせた教育概念
府立学校入学者選抜・採点業務デジタル化事業 《新規》 《知事重点事業》	9,932万9千円 0 0	府立学校の入学選抜等において、志願者等の利便性の向上を図るとともに教職員の負担を軽減し、在校生への指導等に充てる時間を確保することにより、教育環境の充実を図るために、選抜事務作業や定期考査における採点業務等のデジタル化を推進する。 ○入学者選抜や定期考査等へのデジタル採点の導入 生徒の答案をパソコン等端末に読み込み、複数人の解答の特定箇所を並べて一つの画面に表示し、端末上で採点するシステムを導入し、入学者選抜や定期考査等における採点ミスの軽減及び教職員の負担軽減を図る。 ○オンライン出願の導入 府立学校の入学者選抜の出願において、これまでの紙媒体による出願書類の持参提出から、インターネットを介したデータ送信による出願資料の提出及び合否結果の確認並びにキャッシュレス決済を可能とする。 【1-6 ページ主要事業3 参照】
SDGsジュニア プロジェクト推進事業費 《新規》 《知事重点事業》	129万1千円 0 0	「いのち輝く未来社会のデザイン」をテーマとする万博やSDGsについて知り、探究学習を通して、社会に主体的に参画していくための資質・能力を育成し、また、その成果をフォーラムの開催によって広く発信し、普及させる。
不登校対策等支援 推進事業費 (一部、大阪教育ゆめ基金活用) 《新規》 《知事重点事業》	1億5,220万7千円 0 0	小中学校の不登校等児童生徒への支援の核となる場所として、校内教育支援ルームを設置し、ICTを活用した個別の学習支援など、幅広い支援を実施する。 【1-7 ページ主要事業4 参照】

事業名	事業費	事業内容 の説明
<②豊かな心と健やかな体の育成>		
いじめ・虐待等 対応支援体制構築事業費	1億4,667万2千円 2億6,386万5千円 3億2,789万7千円	<p>小中学校におけるいじめ重大事態や児童虐待等の深刻な事案への迅速かつ適切な対応及びその未然防止にむけた市町村の支援体制を構築する。</p> <p>○市町村からの要請に基づき学校及び市町村に対し、府の緊急支援チームを派遣するとともに、市町村「学校支援チーム」を中心とした学校支援体制の機能充実に向けた支援を実施。</p> <p>○課題の大きい学校に対する支援人材を配置し、府からの直接の支援を実施。</p> <p style="text-align: center;">【1—7 ページ主要事業 4 参照】</p>
いじめ対策支援事業費	366万5千円 366万5千円 366万5千円	府立学校におけるいじめ重大事態に対する迅速かつ適切な対応のための支援等を行う。
被害者救済システム 運用事業費	403万5千円 403万4千円 403万4千円	民間相談窓口を開設し、電話による相談及び面接相談を実施するとともに、児童生徒及び保護者の意向に即した支援を行う。
課題を抱える生徒 フォローアップ事業費	3,104万4千円 3,104万4千円 3,104万4千円	様々な課題を抱える生徒が在籍する学校において、課題を早期発見し、福祉、医療等の多角的な支援策につなげることで、学校への定着を図り、中退者（高等支援学校では長期欠席者）を減少させる。
ヤングケアラー支援体制 強化事業費 《知事重点事業》	7,128万8千円 7,128万9千円 7,128万9千円	府立高校に在籍するヤングケアラーを適切な支援につなげるため、学校の相談体制構築や早期発見力の強化、学習支援等を実施する。
スクールカウンセラー 配置事業費 《知事重点事業》	4億5,565万5千円 4億6,015万5千円 5億8,505万1千円	<p>スクールカウンセラー（臨床心理士等）を全公立中学校に配置し、児童生徒の心のケアや保護者等の悩みの相談、教職員への助言・援助等を行うとともに、学校教育相談体制の一層の充実をめざす。</p> <p>加えて、コロナ禍により、府内小学校において一層増加、深刻化する児童・保護者からの相談や教職員からの支援要請に対応するため、スクールカウンセラーが小学校での活動に専念できる時間を確保し、小学校における専門家と協働した教育相談体制の構築をめざす。</p> <p style="text-align: center;">【1—7 ページ主要事業 4 参照】</p>
スクールソーシャル ワーカー配置事業費	7,463万2千円 7,463万2千円 7,463万2千円	<p>学校と福祉をつなぐ専門家として、スクールソーシャルワーカーを市町村が主体的に各中学校区に1名週1回配置できるよう補助を行う。</p> <p>また、スクールソーシャルワーカースーパーバイザーを府内市町村に派遣する。</p> <p style="text-align: center;">【1—7 ページ主要事業 4 参照】</p>
教育総合相談事業費	2,423万3千円 2,379万3千円 2,379万3千円	教育相談体制の充実により、いじめ、暴力行為、不登校等、生徒指導上の課題に対する早期発見・早期対応、再発防止を図る。
SNS活用相談体制 整備事業費 《拡充》 《知事重点事業》	2,632万9千円 1,928万3千円 1,928万3千円	<p>いじめを含む様々な不安や悩みをもつ子どもが相談しやすい環境を整えるため、SNSを活用した相談を実施する。 (相談日を週1日から週5日に拡充予定。)</p> <p style="text-align: center;">【1—7 ページ主要事業 4 参照】</p>

事業名	事業費	事業内容 の説明
道徳教育推進事業費	285万7千円 316万9千円 316万9千円	「考え・議論する道徳」への質的転換に向けた授業改善及び学校全体での推進体制を構築するための研究等を行い、府内の各学校における道徳教育の充実を図る。 ○小中10校、義務教育学校1校を実践研究校に指定 ○道徳教育推進教師連絡協議会の開催 ○道徳教育担当指導主事研修会の開催
あいさつ運動推進事業費 (大阪教育ゆめ基金活用)	400万円 400万円 400万円	府内の学校園において、愛さつOSAKAのロゴマークやのぼり等を活用したあいさつ運動を展開する。 また、府内の学校園の園児児童生徒が行うボランティアや地域活動等に必要な物品等を支援するとともに、優秀な取組みを表彰する。
府立博物館管理運営・改修費	2億8,432万4千円 9億3,063万円 6億8,463万2千円	府立の博物館の管理運営・改修を行う。 ○弥生文化博物館運営費 ○近つ飛鳥博物館及び近つ飛鳥風土記の丘運営費 ○府立博物館施設設備改修事業費
文化財調査事務所運営費	2,049万7千円 3,691万8千円 3,691万8千円	文化財調査事務所等の管理運営を行う。 ○文化財調査事務所運営費
指定文化財等保存事業費	2,416万3千円 2,416万3千円 2,416万3千円	国及び府指定文化財の保存修理等に対する助成等を行う。 ○有形文化財保存修理費等補助金 ○文楽協会補助金
スポーツ指導・ 体力向上支援推進費 (大阪教育ゆめ基金活用)	494万4千円 1,014万8千円 1,014万8千円	府内小学3・4年生に対し、ICT機器を活用した悉皆の体力テストを令和5年度より実施し、子どもの運動に対する意識を改善し、体力向上を図る。また、大阪教育ゆめ基金を活用し、小学校の体力づくりへの取組みを推進するとともに、府立学校における学校体育環境の充実を図る。 ○ICT活用による子どもの体力向上事業（小学3・4年生スポーツテスト） ・システム運用・保守・サーバー費【債務負担行為：令和5年度から令和7年度まで】 ○子ども元気アッププロジェクト事業 ・めっちゃWAKUWAKUスポーツ教室 ・おおさか子どもEKIDEN大会 ・めっちゃWAKUWAKU体育応援事業 ○府立学校における学校体育環境充実事業
競技力向上対策 事業費補助金	1,825万5千円 1,825万5千円 1,825万5千円	各種競技選手の長期的・継続的な競技力の定着化を図り、スポーツのより一層の普及・振興を図る。 ○国体選手の強化事業助成等（41競技） ○一般競技の強化助成費（21競技）
学校給食実施費	8億6,660万1千円 8億5,198万6千円 13億6,377万5千円	府立支援学校、夜間定時制高校及び府立中学校に学ぶ幼児児童生徒の心身の健全な発達に資するため、安全・安心な学校給食を実施する。 ○府立支援学校給食調理業務委託 府立支援学校（34校） ○給食センター委託事業 交野支援四條畷校 ○デリバリー給食実施 夜間定時制高校（2校） ○府立中学校給食調理業務委託（2校） ○学校給食における安全性の確保 ・府立学校給食用老朽備品の更新、給食調理場の改修 ・給食調理員の検便検査

事業名	事業費	事業内容 の説明
教育総合相談事業費 (一部再掲)	4,806万7千円 4,093万4千円 4,093万4千円	<p>教育センターにおいて、様々な悩みを持つ子どもや保護者等に対し、インターネット等の手法も活用し、効果的かつ効率的な相談を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○専用電話相談の実施 ○24時間相談窓口の実施 ○対面相談の実施 ○教職員の悩み相談の実施 ○カリキュラムNAV i プラザの運営 ○SNS活用相談体制整備(再掲)《知事重点事業》 <p>【1-7ページ主要事業4 参照】</p>
地域クラブ活動 体制整備等事業費 《拡充》 《知事重点事業》	8,400万7千円 3,908万9千円 3,908万9千円	<p>中学校の部活動において、将来にわたり生徒のスポーツ・文化活動の機会を確保するとともに、教員の部活動指導にかかる時間と心理的負担を軽減するため、休日の部活動を段階的に地域に移行するとともに、部活動の地域連携を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域移行体制の構築に対する支援 ○休日の部活動の地域移行に向けた実証事業 ○部活動指導員の配置 <p>【1-8ページ主要事業5 参照】</p>
<③将来をみすえた自主性・自立性の育成>		
教育庁ハートフル オフィス推進事業費	2,799万6千円 2,765万7千円 1,788万6千円	<p>知的障がいのある府立高校、支援学校高等部の卒業生を教育庁ハートフルオフィス(教育センターに設置)で雇用し、約2年間の就労支援を実施し、就業へつなげる。</p>
主体的社会参画 力育成事業費 《新規》	80万円 0 0	<p>主権者や自立した消費者等として必要となる資質・能力を育むため、実践研究校を指定し、実社会とのつながりを重視した学習の在り方についての実践研究を行い、府域の学校へ普及する。</p>
部活動指導員等 配置事業費 《一部新規》 《知事重点事業》	1億4,061万5千円 6,944万4千円 6,944万4千円	<p>府立高校の部活動において、部活動に加入する生徒が減少しているとともに、部員数が少ない部活動が増加している傾向を踏まえ、部活動の教育的意義を保障するとともに、教員の部活動指導時間と心理的負担を軽減する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○複数校による部活動の合同実施(部活動大阪モデル) ○合同実施に伴う専門的指導者の配置 <p>【1-8ページ主要事業5 参照】</p>

事業名	事業費	事業内容 の説明
<④多様な主体との協働>		
教育コミュニティづくり 推進事業費	5,808万4千円 5,808万4千円 5,048万4千円	地域社会が一体となった教育コミュニティづくりの取組みを一層進めるため、地域の実情に応じて市町村が行う学校・家庭・地域の連携協力による様々な取組み（学校支援活動・おおさか元気広場・家庭教育支援）を支援する。
広報強化推進事業費 （一部、大阪教育ゆめ基金活用）	1,300万円 1,300万円 1,300万円	「進学フェア」を開催し、中学3年生やその保護者に府立学校の魅力をアピールするとともに、令和6年度入学者選抜制度について説明を行う。
社会人等活用推進費	1億2,516万9千円 1億2,363万4千円 1億2,363万4千円	地域や社会で活躍する優れた技能や専門的な知識を有する人を「学校支援人材バンク」に登録し、指導者として学校教育に広く活用する。 ○学校支援社会人等指導者の活用（高校、支援学校） ○特別非常勤講師の活用（高校）
課題を抱える生徒 フォローアップ 事業費（再掲）	3,104万4千円 3,104万4千円 3,104万4千円	様々な課題を抱える生徒が在籍する学校において、課題を早期発見し、福祉、医療等の多角的な支援策につなげることで、学校への定着を図り、中退者（高等支援学校では長期欠席者）を減少させる。
ヤングケアラー支援体制 強化事業費（再掲） 《知事重点事業》	7,128万8千円 7,128万9千円 7,128万9千円	府立高校に在籍するヤングケアラーを適切な支援につなげるため、学校の相談体制構築や早期発見力の強化、学習支援等を実施。
スクールカウンセラー 配置事業費（再掲） 《知事重点事業》	4億5,565万5千円 4億6,015万5千円 5億8,505万1千円	スクールカウンセラー（臨床心理士等）を全公立中学校に配置し、児童生徒の心のケアや保護者等の悩みの相談、教職員への助言・援助等を行うとともに、学校教育相談体制の一層の充実をめざす。 加えて、コロナ禍により、府内小学校において一層増加、深刻化する児童・保護者からの相談や教職員からの支援要請に対応するため、スクールカウンセラーが小学校での活動に専念できる時間を確保し、小学校における専門家と協働した教育相談体制の構築をめざす。 【1ー7ページ主要事業4 参照】
スクールソーシャル ワーカー配置 事業費（再掲）	7,463万2千円 7,463万2千円 7,463万2千円	学校と福祉をつなぐ専門家として、スクールソーシャルワーカーを市町村が主体的に各中学校区に1名週1回配置できるよう補助を行う。 また、スクールソーシャルワーカースーパーバイザーを府内市町村に派遣する。 【1ー7ページ主要事業4 参照】
社会教育施設運営費	6,346万5千円 1億4,746万1千円 1億5,391万7千円	府立の社会教育施設の管理運営を行う。 ○少年自然の家運営費

事業名	事業費	事業内容 の説明
<⑤力と熱意を備えた教員と学校組織づくり>		
教職員採用選考費	2,140万1千円 2,137万8千円 2,137万8千円	熱意ある優れた教員を確保するため、教員採用選考テストのPR活動に力を入れるとともに、教員採用選考の一層の工夫・改善に努める。 ○説明会・広報活動の充実等 ○合格者対象セミナーの実施
教職員研修の充実	1億4,555万7千円 1億2,679万8千円 1億2,229万8千円	府教育センター等において、初任者研修等の法定研修やキャリアアップを支援する研修等の実施により、教職員の資質向上等を図る。 総合研修 72講座 課題別研修 50講座 授業力向上研修 60講座 合計 182講座
教職員資質向上方策推進事業費	4,953万9千円 4,933万7千円 4,933万7千円	改正教育公務員特例法に基づき、「指導が不適切である」教諭等への認定及び指導改善研修など具体的な対応を実施するとともに、地公法、地教法に基づき、教職員の意欲・資質能力の一層の向上と学校の活性化を図るため、教職員の評価・育成システムを実施する。
[教職員定数] (一部再掲)	3,600億4,429万4千円 3,563億7,807万7千円 3,506億199万7千円	1. 定数の状況（人数は条例定数（対前年度比）・水都国際は除く） 小学校（義務教育学校の前期課程を含む） 18,138人（+331人） 中学校（義務教育学校の後期課程を含む） 10,155人（▲112人） 市立高校（府費負担） 14人（±0人） 府立中学校 37人（±0人） 府立高校 9,355人（▲344人） 府立支援学校 5,430人（▲83人） 計 43,129人（▲208人） 2. 学級編制基準 小学校（義務教育学校の前期課程を含む） 1～4年生35人、5～6年生40人 （支援学級 障がい種別ごとに8人） 中学校（義務教育学校の後期課程を含む） 40人（支援学級 障がい種別ごとに8人） 高校 40人 特別支援学校 ・幼稚部 6人 ・小・中学部 6人 ・高等部（本科） 8人 ・重複障がい学級 3人 ・訪問学級 3人
学校経営推進事業費	2,288万1千円 2,859万5千円 2,859万5千円	学校経営を強化するため、予め指定した項目に関して、効果の見込まれる事業計画を提案する学校に支援を行う。
校長マネジメント推進事業費	2億1,411万6千円 2億1,411万6千円 2億1,411万6千円	学校経営計画に示された中期的目標に基づき、校長・准校長がその権限と責任において学校経営を推進するため、校長・准校長のマネジメントに必要な予算措置を行う。

事業名	事業費	事業内容 の説明
府立学校教育ICT化 推進事業費	13億4,192万5千円 11億5,525万5千円 11億3,445万7千円	府立学校に展開している統合ICTネットワークの安定的な運用を行うとともに、校務処理システムの継続的なメンテナンスを行う。 また、働き方改革を推進し生徒と関わる時間の一層の確保等に資するよう、校務におけるICT環境の充実のための取組みを推進する。
教育総合情報 ネットワーク事業費	1億1,068万8千円 1億1,319万9千円 1億1,319万9千円	府立学校における情報通信ネットワークの基盤整備を行うことにより、ICT教育の活性化や児童生徒の情報活用能力の育成を図るとともに、インターネット等を活用した研修の実施など、教育センターにおける研修・研究機能の充実を図る。
部活動指導員等 配置事業費（再掲） 《一部新規》 《知事重点事業》	1億4,061万5千円 6,944万4千円 6,944万4千円	府立高校の部活動において、部活動に加入する生徒が減少しているとともに、部員数が少ない部活動が増加している傾向を踏まえ、部活動の教育的意義を保障するとともに、教員の部活動指導時間と心理的負担を軽減する。 ○複数校による部活動の合同実施（部活動大阪モデル） ○合同実施に伴う専門的指導者の配置 【1—8 ページ主要事業5 参照】
地域クラブ活動 体制整備等事業費（再 掲） 《拡充》 《知事重点事業》	8,400万7千円 3,908万9千円 3,908万9千円	中学校の部活動において、将来にわたり生徒のスポーツ・文化活動の機会を確保するとともに、教員の部活動指導にかかる時間と心理的負担を軽減するため、休日の部活動を段階的に地域に移行するとともに、部活動の地域連携を図る。 ○地域移行体制の構築に対する支援 ○休日の部活動の地域移行に向けた実証事業 ○部活動指導員の配置 【1—8 ページ主要事業5 参照】
<⑥学びを支える環境整備> 就学支援金関連事業費	396億1,399万8千円 405億8,995万2千円 388億4,494万5千円	○高校生就学支援金事業費 府内の高校に在籍する年収が概ね910万円未満世帯の生徒の授業料に充てるため就学支援金を支給する。また、本事業の補完として、府立高校で留年により修業年限までに卒業できなかった就学支援金対象者のうち、所定の要件を満たし12か月以内に卒業の見込みがあると校長が認めるものに対し授業料を免除する。 ○高校生奨学給付金事業費 高校生を扶養する府内在住の非課税世帯の保護者に対して、授業料以外の教育費負担を軽減するため、奨学給付金を支給する。 ○特別支援教育就学奨励扶助費 特別支援学校高等部に在籍する生徒の保護者などの経済的負担を軽減するため、ICT機器購入費等の就学奨励費を支給する。

事業名	事業費	事業内容 の説明
知的障がい支援学校 新校整備事業費 《一部新規》 《知事重点事業》	39億4,460万1千円 1億3,620万7千円 1億3,620万7千円	知的障がい支援学校の在籍者数の増加に対応し、児童生徒の教育環境を確保するため、新たな支援学校の整備等により、特別支援学校設置基準における校舎面積基準、学級編制基準の不適合の解消、教室不足の解消を今後10年以内にめざす。 【1—9ページ主要事業6 参照】
府立支援学校 通学バス運行事業費	30億7,219万8千円 29億4,684万2千円 29億4,684万2千円	府立支援学校の児童生徒の通学手段等確保のためバスを運行する。 ○通学バス343台
市町村医療的ケア等 実施体制サポート事業費	6,303万4千円 6,303万4千円 6,303万4千円	医療的ケアの必要な児童生徒をはじめとする、障がいのある児童生徒が、地域の学校へ安心して就学・通学することができるために、府がハード・ソフトの両面からサポートすることにより、各市町村における支援教育体制づくりを促進し、より一層「インクルーシブ教育システム構築」を推進する。
医療的ケア実施体制 構築事業費	294万8千円 294万8千円 294万8千円	府立支援学校において、看護師・教員が安全安心に医療的ケアを必要とする幼児児童生徒に対応できるよう、校内実施体制の充実を図る。
医療的ケア通学支援事業費	4億9,673万8千円 4億9,628万7千円 4億6,206万3千円	府立学校において、医療的ケアが必要なために通学バスを利用できない等の理由により通学が困難な児童生徒の学習機会の保障を図る。 ○府立学校21校130人程度
地域ぐるみの学校安全体制 整備推進事業費補助金	1,238万3千円 1,238万3千円 1,238万3千円	学校安全ボランティア（スクールガード）を活用した効果的な安全体制を整備し、地域との連携を重視した学校安全に関する取組みを行う市町村を支援する。
府立学校老朽化対策費	12億4万7千円 5億9,088万8千円 5億958万2千円	老朽化した府立学校施設の改築・改修等を計画的に行い、良好な教育環境を提供する。 ○寝屋川高校改築基本設計 ○空調機更新実施設計 支援学校4校 など

事業名	事業費	事業内容 の説明
府立学校施設・設備改修費	8億1,113万3千円 8億3,402万6千円 15億3,745万7千円	府立学校の施設・設備の改修や補修を行い、良好な教育環境の確保を図る。 ○福祉のまちづくり関連整備 ・エレベータ設置工事 ・スロープ、手すりの設置、障がい者用トイレの設置
府立学校施設設備緊急改修事業費	9億108万4千円 8億2,964万5千円 6億8,178万7千円	府立学校施設設備の危険・不具合箇所のうち、生徒の安全を守る上で特に緊急度の高いものについて改修を行う。 ○体育館床改修 高校2校 ○プール改修 高校9校、支援学校3校 等
府立学校施設長寿命化整備事業費	45億3,848万2千円 60億3,548万4千円 29億23万8千円	「大阪府ファシリティマネジメント基本方針」及び「府立学校施設長寿命化整備方針に基づく事業実施計画（令和3年3月策定）」により、学校施設の長寿命化（築後70年以上）を推進し、維持・更新経費の軽減・平準化を図るため、劣化度調査の結果等を基に学校・棟単位で計画的な改修等を実施する。 ○対象校 高校53校、支援学校18校
府立学校体育館空気調節設備整備費	15億7,318万5千円 16億2,041万7千円 14億4,215万6千円	府立学校の熱中症対策として、体育館に空調設備を整備し、教育環境の改善を図るとともに、暑さ指数計を体育館やグラウンドの入り口等に設置し、部活動指針と併せて活用することで、事故を未然に防ぎ、学校教育活動の安全性を確保する。 ○設置計画 2019（R1）年度～2023年度（R5） ○対象校 170校（高校132校、支援学校38校） ○2023（R5）年度設置校 高校28校 支援学校12校
高等学校教育環境改善事業費	10億5,606万2千円 11億1,011万8千円 9億9,832万8千円	夏季休業期間を中心に府立高校において行われている多様な取り組みの教育効果を高めるとともに、さらなる教育環境の改善を図るため、普通教室等に導入した空調機を更新する。 ○契約手法 一括業務委託方式 契約期間 2019（H31）～2042年度（R24）

事業名	事業費	事業内容 の説明
府立学校維持管理費	80億6,405万3千円 54億6,909万7千円 65億1,776万8千円	府立学校における維持管理運営経費 ○高校 153校 (R4: 153校) ○支援学校 44校・2分校
アスベスト対策事業費	1億1,415万4千円 1億4,291万3千円 6,169万8千円	吹付アスベストが存在する府立高校について、生徒・教職員の安全を図るため、封じ込め等を施工した学校において経年劣化が進んでいることから、改めて封じ込め等を実施する。
スクールサポートスタッフ及び学習支援員配置事業費	4億1,100万2千円 4億1,421万9千円 4億1,421万9千円	【スクールサポートスタッフ】 ○府立支援学校 重症化リスクの高い基礎疾患を持つ児童生徒への更なる衛生管理を実施するため、また、マスク着用や人との適切な距離を保つことが難しい児童生徒に対して、衛生管理に留意しつつ子どもの安全を確保するため、府立支援学校にスクールサポートスタッフ（補助員）を配置する。 ○市町村（小・中学校）・府立中学校（水都国際を除く） 校内の清掃・消毒作業等の感染症対策や教員の業務補助のために、公立小・中学校において、スクールサポートスタッフを配置する市町村（政令市を除く）への補助等を行う。 【学習支援員】 ○府立支援学校 府立支援学校に3密対策に伴う児童・生徒へ直接携わる業務（給食摂食・更衣・移動に伴う介助など）を支援する学習支援員を配置する。
大阪府育英会助成費	5億9,863万6千円 5億8,461万5千円 5億7,075万3千円	教育の機会均等を図るため、（公財）大阪府育英会が行う奨学金貸付事業等に対し助成を行う。 ○運営補助金 総額557,176千円
学習環境改善事業費 《新規》	4億3,250万円 0 0	府立学校のトイレの洋式化を進め、学習環境の改善を図る。

事業名	事業費	事業内容 の説明
<①私立学校の振興>		
私立高等学校等振興助成費	374億5,611万9千円 374億453万9千円 371億2,618万7千円	私立高等学校等の教育条件の維持向上、保護者負担の軽減及び経営の健全化を図るため経常費助成を行う。
私立高等学校等生徒授業料支援補助金《知事重点事業》	156億479万8千円 154億2,900万円 150億3,047万6千円	私立高等学校（通信制含む）及び私立専修学校高等課程に在学する生徒に係る修学上の経済的負担の軽減を図り、進路選択時に自由な学校選択の機会を提供するため、中間所得層までを対象に授業料支援補助を行う。 【一人当たりの補助単価】 ○授業料支援補助金（府） 〔全日制〕（2019（H31）年度以降の入学生） ・標準授業料 60万円 年取区分（めやす）補助単価 590万円未満 ⇒204,000円（保護者負担 0円） 800万円未満 ⇒281,200円（保護者負担200千円） 800万円未満（子ども2人世帯） ⇒381,200円（保護者負担100千円） 800万円未満（子ども3人以上世帯） ⇒481,200円（保護者負担0千円） 910万円未満（子ども2人世帯） ⇒181,200円（保護者負担300千円） 910万円未満（子ども3人以上世帯） ⇒381,200円（保護者負担100千円）
私立幼稚園振興助成費	90億9,273万9千円 96億2,517万1千円 94億403万2千円	教育条件の維持向上、保護者負担の軽減及び経営の健全化を図り、私立幼稚園の健全な発展に資するため、経常費助成を行うとともに、特別支援教育事業などに対し助成を行う。 【一人当たりの補助単価】 ○経常費助成（学校法人立） 一般助成 202,165円（R4） 198,198円 3歳児特別助成 13,500円（R4） 13,500円 ○教育研究費助成（非学校法人立） 一般助成 60,600円（R4） 59,400円 3歳児特別助成 4,000円（R4） 4,000円 ○私立幼稚園特別支援教育助成 総額 1,267,728千円 ○私立幼稚園預り保育助成事業 総額 462,880千円 ○キンダーカウンセラー事業助成 125園 42,000千円
施設型給付費等負担金	94億6,825万円 92億7,718万3千円 98億8,940万6千円	子ども・子育て支援新制度に規定する特定教育・保育施設に係る施設型給付費及び特定施設型給付費の支給に要する費用を負担する。

事業名	事業費	事業内容 の説明
子育て支援施設等 利用給付費負担金	30億6,799万5千円 34億1,557万5千円 33億4,496万5千円	<p>令和元年10月から実施された幼児教育・保育の無償化に係る費用のうち、私学助成園の保育料等の給付に要する費用、及び幼稚園で実費徴収されている食事の提供に要する費用の一部を負担する。</p> <p>○子育て支援施設等利用給付費負担金 2,989,691千円 ○実費徴収に係る補足給付事業 78,304千円</p>
私立専門学校 授業料等減免事業費	52億9,767万2千円 54億2,428万5千円 49億8,173万8千円	<p>真に支援が必要な低所得者世帯の者に対して、質の高い教育を実施する私立専門学校における修学の支援を行い、その修学に係る経済的負担を軽減する。</p> <p>○対象校 141校 ○対象者 住民税非課税世帯及びこれに準ずる世帯の生徒</p>

教育庁 令和4年度一般会計補正予算案の概要

一般会計	第10号補正予算額	19億6,322万7千円
	※第11号補正予算額	▲153億4,331万4千円
	補正前予算額	5,600億2,830万1千円
	補正後予算額	5,466億4,821万4千円

※ 第11号補正予算額については、定例的な各種事業費の増減に係るもの。

第10号補正予算案の概要

〔 一 般 会 計 〕

上段 補正額
 中段 補正前予算額
 下段 補正後予算額

事業名	事業費	事業内容の説明
【国経済対策】 府立学校感染症対策等 継続支援事業費	5億2,650万円 0 5億2,650万円	感染症対策の徹底を図りながら教育活動を継続できる体制を整えるため、追加的に必要となる保健衛生用品等の購入に必要な経費等の支援を行う。
【国経済対策】 子ども安全安心 対策事業費	4億6,164万9千円 0 4億6,164万9千円	子どもの安全対策として、子どもの送迎用バスへの安全装置の装備や、登園管理システムや子どもの見守りタグ（GPS）の導入に係る必要な経費を学校設置者に対して支援を行う。

○事件議決案

番号	件名	概要
1	府立学校の職員の給与の過誤払金返還請求に関する訴えの提起の件	府立学校の職員の給与の過誤払いについて、債務者を相手方として、過誤払金の返還を求める訴えを提起するため、議決を求めるもの。
2	指定管理者の指定の件 (教育委員会所管施設)	大阪府立近つ飛鳥風土記の丘、大阪府立弥生文化博物館及び大阪府立近つ飛鳥博物館 指定期間 令和5年4月1日から 令和8年3月31日まで 指定する団体 AKN共同事業体
3	大阪府教育振興基本計画を定める件	大阪府教育行政基本条例(平成24年大阪府条例第88号)第3条に規定する大阪府教育振興基本計画を定めることについて、同条例第4条第2項の規定により議決を求めるもの。

○条例案

番号	件名	概要
1	職員の管理職手当の特例に関する条例一部改正の件	財政状況を踏まえ、職員の管理職手当の時限的減額を行う特例期間の終期を令和5年3月31日から令和6年3月31日に延長する。 施行日：令和5年4月1日
2	知事等の給料及び期末手当の特例に関する条例一部改正の件	財政状況を踏まえ、知事、副知事等の給料及び期末手当の時限的減額を行う特例期間の終期を令和5年3月31日から令和6年3月31日に延長する。 施行日：令和5年4月1日

3	大阪府指定障害児通所支援事業者の指定並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等一部改正の件	<p>児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（省令）等の改正に伴い、所要の改正を行う。</p> <p>〔主な改正内容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・園児等の通園や園外活動等のために自動車を運行する場合に、園児等の乗降の際の所在確認と安全装置の装備を義務付ける規定を追加する。 ・児童福祉施設等において、安全計画を策定すること等を義務付ける規定等を追加する。 ・懲戒に係る権限の濫用の禁止についての規定を削除する。 <p>施行日：令和5年4月1日ほか</p> <p>〔関係条例〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大阪府指定障害児通所支援事業者の指定並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例 ・大阪府指定障害児入所施設の指定並びに指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例 ・大阪府認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営に関する基準を定める条例 ・大阪府児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
4	大阪府立学校条例一部改正の件	<p>1 府立学校の児童及び生徒の数の変動に伴う学級数の増減に伴い、府立学校の職員の定数を改定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高等学校 〔改正前〕 9,699人 〔改正後〕 9,355人 ・特別支援学校 〔改正前〕 5,513人 〔改正後〕 5,430人 <p>施行日：令和5年4月1日</p> <p>2 大阪府立南高等学校、大阪府立西高等学校、大阪府立扇町総合高等学校、大阪府立都島第二工業高等学校、大阪府立第二工芸高等学校、大阪府立平野高等学校、大阪府立かわち野高等学校及び大阪府立美原高等学校を廃止する。</p> <p>施行日：規則で定める日</p>

5	大阪府立臨海スポーツセンター条例一部改正の件	<p>大阪府立臨海スポーツセンターにおける照明設備等の利用に係る料金を新たに設定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・照明設備 1時間 2,600円 等 <p>施行日：令和5年4月1日</p>
6	大阪府立少年自然の家条例一部改正の件	<p>水源を専用水道から貝塚市が供給する水道に切り替えたことに伴い、大阪府立少年自然の家の利用料金の上限額を改正する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宿泊（宿泊棟） <p>[改正前] 540円 [改正後] 590円 等</p> <p>施行日：令和5年4月1日</p>
7	府費負担教職員定数条例一部改正の件	<p>市町村立学校の児童及び生徒の数の変動に伴う学級数の増減並びに国の定数改善等に伴い、府費負担教職員の定数を改定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小 学 校 [改正前] 17,807人 [改正後] 18,138人 ・中 学 校 [改正前] 10,267人 [改正後] 10,155人 <p>施行日：令和5年4月1日</p>
8	大阪府立近つ飛鳥風土記の丘条例及び大阪府立博物館条例一部改正の件	<p>大阪府立近つ飛鳥風土記の丘、大阪府立弥生文化博物館及び大阪府立近つ飛鳥博物館の指定管理者の指定又は指定管理者が行う業務の実施状況の評価を行うときに意見を聴く附属機関を、大阪府立博物館等指定管理者選定委員会又は大阪府立博物館等指定管理者評価委員会とする。</p> <p>施行日：令和5年4月1日</p>

第 号議案

府立学校の職員の給与の過誤払金返還請求に関する訴えの提起の件

堺市北区在住の濱岡朋工を相手方とする府立学校の職員の給与の過誤払金返還請求に関する訴えを提起する。

令和5年 月 日提出

大阪府知事 吉 村 洋 文

第 号議案

指定管理者の指定の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、大阪府立近つ飛鳥風土記の丘、大阪府立弥生文化博物館及び大阪府立近つ飛鳥博物館の指定管理者を次のとおり指定する。

令和5年 月 日提出

大阪府知事 吉 村 洋 文

指 定 期 間 令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

指定する団体 住所 東京都目黒区東山一丁目5番4号KDX中目黒ビル6階

名称 AKN共同事業体

第 号議案

第2次大阪府教育振興基本計画を定める件

大阪府教育行政基本条例（平成24年大阪府条例第88号）第3条の規定により、第2次大阪府教育振興基本計画を別冊のとおり定める。

令和5年 月 日提出

大阪府知事 吉 村 洋 文

大阪府条例第 号

職員の管理職手当の特例に関する条例の一部を改正する条例

職員の管理職手当の特例に関する条例（平成二十七年大阪府条例第二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>職員の給与に関する条例（昭和四十年大阪府条例第三十五号。以下「給与条例」という。）第十条第一項の規定により管理職手当を支給される職員のうち、次に掲げる職員（大阪府警察本部に属する職員を除く。）の管理職手当の月額は、令和二年四月一日から令和六年三月三十一日までの間において、同条第二項の規定にかかわらず、同項の規定により定められる額からその百分の五に相当する額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。</p> <p>一・二（略）</p>	<p>職員の給与に関する条例（昭和四十年大阪府条例第三十五号。以下「給与条例」という。）第十条第一項の規定により管理職手当を支給される職員のうち、次に掲げる職員（大阪府警察本部に属する職員を除く。）の管理職手当の月額は、令和二年四月一日から令和五年三月三十一日までの間において、同条第二項の規定にかかわらず、同項の規定により定められる額からその百分の五に相当する額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。</p> <p>一・二（略）</p>

附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

大阪府条例第 号

知事等の給料及び期末手当の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事等の給料及び期末手当の特例に関する条例（平成二十七年大阪府条例第三号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（知事の給料及び期末手当の特例） 第一条 知事の給料の月額は、平成二十七年四月一日から令和六年三月三十一日までの間（以下「特例期間」という。）において、知事及び副知事の給料、手当及び旅費に関する条例（昭和二十二年大阪府条例第十八号。次項及び次条において「条例」という。）第二条の規定にかかわらず、同条に定める額からその百分の三十に相当する額を減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料の月額は、同条に定める額とする。</p> <p>2 （略）</p>	<p>（知事の給料及び期末手当の特例） 第一条 知事の給料の月額は、平成二十七年四月一日から令和五年三月三十一日までの間（以下「特例期間」という。）において、知事及び副知事の給料、手当及び旅費に関する条例（昭和二十二年大阪府条例第十八号。次項及び次条において「条例」という。）第二条の規定にかかわらず、同条に定める額からその百分の三十に相当する額を減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料の月額は、同条に定める額とする。</p> <p>2 （略）</p>

附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

大阪府条例第 号

大阪府指定障害児通所支援事業者の指定並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(大阪府指定障害児通所支援事業者の指定並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第一条 大阪府指定障害児通所支援事業者の指定並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年大阪府条例第百四号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第四十七条 削除</p>	<p>(懲戒に係る権限の濫用の禁止) 第四十七条 指定児童発達支援事業所(児童発達支援センターであるものに限る。)の長たる指定児童発達支援事業所の管理者は、障害児に対し法第四十七条第一項本文の規定により親権を行う場合であつて懲戒するとき、又は同条第三項の規定により懲戒に関しその障害児の福祉のために必要な措置を行うときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。</p>
<p>(準用) 第五十五条の九 第五条、第八条及び第四節(第十二条、第二十四条第一項及び第四項、第二十五条、第二十六条第一項、第三十二条、第三十四条並びに第五十二条第二項を除く。)の規定は、基準該当児童発達支援の事業について準用する。</p>	<p>(準用) 第五十五条の九 第五条、第八条及び第四節(第十二条、第二十四条第一項及び第四項、第二十五条、第二十六条第一項、第三十二条、第三十四条、第四十七条並びに第五十二条第二項を除く。)の規定は、基準該当児童発達支援の事業について準用する。</p>

第二条 大阪府指定障害児通所支援事業者の指定並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(従業者の員数) 第六条 (略) 2-8 (略) 9) 第一項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成二十六年厚生労働省令第六十一号)第一条第二項に規定する家庭的保育事業所等(居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。))をいう。以下同じ。)に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定児童発達支援事業所に通所してい</p>	<p>(従業者の員数) 第六条 (略) 2-8 (略)</p>

る障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これらの児童への保育に併せて従事させることができる。

第七条 (略)

2 | 8 (略)

9 | 前項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定児童発達支援事業所に通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これらの児童への保育に併せて従事させることができる。

第四十一条 (略)

(安全計画の策定等)

41 | 二 指定児童発達支援事業者は、障害児の安全の確保を図るため、指定児童発達支援事業所ごとに、当該指定児童発達支援事業所の設備の安全点検、従業者、障害児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた指定児童発達支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業者の研修及び訓練その他指定児童発達支援事業所における安全に関する事項についての計画(以下「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 | 指定児童発達支援事業者は、従業者に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。

3 | 指定児童発達支援事業者は、障害児の安全の確保に関して保護者との連携を図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容及びについて周知しなければならない。

4 | 指定児童発達支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

41 | 三 指定児童発達支援事業者は、障害児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の障害児の移動のために自動車を運行するときは、障害児の乗車及び降車の際に、点呼その他の障害児の所在を確実に把握することができする方法により、障害児の所在を確認しなければならない。

2 | 指定児童発達支援事業者は、障害児の送迎を目的とした自動車(運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に障害児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の障害児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認(障害児の降車の際に限

第七条 (略)

2 | 8 (略)

第四十一条 (略)

る。)を行わなければならない。

3 (従業者の員数)
第五十五条の六 (略)

3 1 第一項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と基準該当児童発達支援事業所に通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限る。障害児の支援に直接従事する従業者については、これらの児童への保育に併せて従事させることができる。

4 (従業者の員数)
第五十七条 (略)

4 1 前項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定医療型児童発達支援事業所に通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限る。障害児の支援に直接従事する従業者については、これらの児童への保育に併せて従事させることができる。

(準用)

第七十二条の十四 第十三条から第二十三条まで、第二十五条、第二十六条、第二十七条(第四項及び第五項を除く。)、第二十八条から第三十一条まで、第三十三条、第三十五条から第三十七条まで、第三十九条、第三十九条の二、第四十一条の二、第四十一条の三第一項、第四十二条から第四十六条まで、第四十八条、第五十条、第五十一条、第五十二条第一項、第五十三条から第五十五条まで及び第六十四条の二の規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第十三条第一項中「第三十八条」とあるのは「第七十二条の十三」と、第十七条中「いう。第三十八条第七号及び第五十二条第二項において同じ」とあるのは「いう」と、第二十三条第二項中「次条」とあるのは「第七十二条の十二」と、第二十六条第二項中「第二十四条第二項」とあるのは「第七十二条の十二第二項」と、第二十七条第一項、第二十八条及び第五十五条第二項第二号中「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と読み替えるものとする。

(準用)

第七十七条 第十三条から第二十三条まで、第二十五条、第二十六条、第二十七条(第四項及び第五項を除く。)、第二十八条から第三十一条まで、第三十三条、第三十五条から第三十七条まで、第三十九条、第三十九条の二、第四十一条の二、第四十一条の三第一項、第四十二条、第四十四条から第四十六条まで、第四十八条、第五十条、第五十一条、第五十二条第一項、第五十三条から第五十五条まで、第六十四条の二

(従業者の員数)
第五十五条の六 (略)

2 (略)

(従業者の員数)
第五十七条 (略)

2・3 (略)

(準用)

第七十二条の十四 第十三条から第二十三条まで、第二十五条、第二十六条、第二十七条(第四項及び第五項を除く。)、第二十八条から第三十一条まで、第三十三条、第三十五条から第三十七条まで、第三十九条、第三十九条の二、第四十二条から第四十六条まで、第四十八条、第五十条、第五十一条、第五十二条第一項、第五十三条から第五十五条まで及び第六十四条の二の規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第十三条第一項中「第三十八条」とあるのは「第七十二条の十三」と、第十七条中「いう。第三十八条第七号及び第五十二条第二項において同じ。」とあるのは「いう。」と、第二十三条第二項中「次条」とあるのは「第七十二条の十二」と、第二十六条第二項中「第二十四条第二項」とあるのは「第七十二条の十二第二項」と、第二十七条第一項、第二十八条及び第五十五条第二項第二号中「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と読み替えるものとする。

(準用)

第七十七条 第十三条から第二十三条まで、第二十五条、第二十六条、第二十七条(第四項及び第五項を除く。)、第二十八条から第三十一条まで、第三十三条、第三十五条から第三十七条まで、第三十九条、第三十九条の二、第四十二条、第四十四条から第四十六条まで、第四十八条、第五十条、第五十一条、第五十二条第一項、第五十三条から第五十五条まで、第六十四条の二及び第七十二条の十一から第七十二条の十

及び第七十二条の十一から第七十二条の十三までの規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において、第十三条第一項中「第三十八条」とあるのは「第七十七条において準用する第七十二条の十二」と、第十七条中「いう。第三十八条第七号及び第五十二条第二項において同じ」とあるのは「いう」と、第二十三条第二項中「次条」とあるのは「第七十七条において準用する第七十二条の十二」と、第二十六条第二項中「第二十四条第二項」とあるのは「第七十七条において準用する第七十二条の十二第二項」と、第二十七条第一項及び第二十八条中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と、第四十四条第一項中「従業者の勤務の体制、前条の医療機関の名称等」とあるのは「従業者の勤務の体制」と、第五十五条第二項第二号中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と読み替えるものとする。

三までの規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において、第十三条第一項中「第三十八条」とあるのは「第七十七条において準用する第七十二条の十二」と、第十七条中「いう。第三十八条第七号及び第五十二条第二項において同じ」とあるのは「いう」と、第二十三条第二項中「次条」とあるのは「第七十七条において準用する第七十二条の十二」と、第二十六条第二項中「第二十四条第二項」とあるのは「第七十七条において準用する第七十二条の十二第二項」と、第二十七条第一項及び第二十八条中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と、第四十四条第一項中「従業者の勤務の体制、前条の医療機関の名称等」とあるのは「従業者の勤務の体制」と、第五十五条第二項第二号中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と読み替えるものとする。

(大阪府指定障害児入所施設の指定並びに指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第三条 大阪府指定障害児入所施設の指定並びに指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年大阪府条例第百五号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
第四十五条 削除	(懲戒に係る権限の濫用の禁止) 第四十五条 指定福祉型障害児入所施設の長たる指定福祉型障害児入所施設の管理者は、障害児に対し法第四十七条第一項本文の規定により親権を行う場合であつて懲戒するとき、又は同条第三項の規定により懲戒に関しその障害児の福祉のために必要な措置を行うときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

第四条 大阪府指定障害児入所施設の指定並びに指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
第三十九条 (略)	第三十九条 (略)
(安全計画の策定等)	
第三十九条の二 指定福祉型障害児入所施設は、障害児の安全の確保を図るため、当該指定福祉	

<p>型障害児入所施設の設備の安全点検、従業者、障害児等に対する施設外での活動、取組等を含めた指定福祉型障害児入所施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業者の研修及び訓練その他指定福祉型障害児入所施設における安全に関する事項についての計画（以下「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならぬ。</p> <p>2 指定福祉型障害児入所施設は、従業者に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。</p> <p>3 指定福祉型障害児入所施設は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。</p> <p>（自動車を運行する場合の確認） 第三十九条の三 指定福祉型障害児入所施設は、障害児の施設外での活動、取組等のための移動その他の障害児の移動のために自動車を運行するときは、障害児の乗車及び降車の際に、点呼その他の障害児の所在を確実に把握することができする方法により、障害児の所在を確認しなければならない。</p>	
---	--

（大阪府認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第五条 大阪府認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営に関する基準を定める条例（平成十八年大阪府条例第八十八号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>目次 第一章・第二章（略） 第三章 幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準（第二十六条―第五十二条） 附則 第五十条（略）</p> <p>第五十一条―第五十三条（略）</p>	<p>目次 第一章・第二章（略） 第三章 幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準（第二十六条―第五十四条） 附則 第五十条（略） （懲戒に係る権限の濫用の禁止） 第五十一条 園長は、児童福祉法第四十七条第三項の規定により懲戒に関し園児の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。</p> <p>第五十二条―第五十四条（略）</p>

第六条 大阪府認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営に関する基準を定

める条例の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(教育及び保育に従事する者の数) 第四条 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園(以下この章及び附則第三項から附則第七項までにおいて「認定こども園」という。)には、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める数の教育及び保育に直接従事する者を置かなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(教育及び保育に従事する者の数) 第四条 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園(以下この章及び附則第三項から附則第六項までにおいて「認定こども園」という。)には、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める数の教育及び保育に直接従事する者を置かなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p>
<p>(子どもの健康及び安全の確保等) 第二十二條 (略)</p> <p>2 認定こども園は、子どもの通園、園外における学習のための移動その他の子どもの移動のために自動車を行うときは、子どもの乗車及び降車の際に、点呼その他の子どもの所在を確実に把握することができずる方法により、子どもの所在を確認しなければならない。</p> <p>3 認定こども園は、通園を目的とした自動車(運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に子どもの見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)を運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の子どもの見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認(子どもの降車の際に限る。)を行わなければならない。</p> <p>(虐待等の禁止) 第二十二條の二 認定こども園の職員は、園児に對し、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第三十三條の十各号に掲げる行為その他当該園児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>	<p>(子どもの健康及び安全の確保) 第二十二條 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>
<p>(職員) 第三十二條 (略)</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>備考 1 この表に定める員数は、副園長(幼稚園の教諭の普通免許状(教育職員免許法(昭和二十四年法律第四十七号)第四条第二項に規定する普通免許状をいう。以下同じ。))を有し、かつ、児童福祉法第十八條の十八第一項(国家戦略特別区域法第十二條の五第八項において準用する場合を含む。))の登録(以下備考1において「登録」という。)を受けたものに限る。、教頭(幼</p>	<p>(職員) 第三十二條 (略)</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>備考 1 この表に定める員数は、副園長(幼稚園の教諭の普通免許状(教育職員免許法(昭和二十四年法律第四十七号)第四条第二項に規定する普通免許状をいう。以下同じ。))を有し、かつ、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第十八條の十八第一項(国家戦略特別区域法第十二條の五第八項において準用する場合を含む。))の登録(以下備考1において「登録」という。)</p>

稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、登録を受けたものに限る。)、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師であつて、園児の教育及び保育に直接従事する者の数をいう。

2-4 (略)
4-7 (略)

(他の学校又は社会福祉施設の職員を兼ねるときの職員の基準)

第三十三条 幼保連携型認定こども園は、その運営上必要と認められる場合は、当該幼保連携型認定こども園の職員の一部を他の学校(教育基本法(平成十八年法律第二十号)第六条第一項に規定する法律に定める学校をいう。以下同じ。又は社会福祉施設(社会福祉法第六十二条第一項に規定する社会福祉施設をいう。以下同じ。))の職員に兼ねることができ。

2| 前項の規定は、園児の保育に直接従事する職員については、適用しない。ただし、他の社会福祉施設の職員に兼ねる場合であつて、その行う保育に支障がない場合は、この限りでない。

(他の学校、社会福祉施設等の設備を兼ねるときの設備の基準)

第三十七条 幼保連携型認定こども園は、その運営上必要と認められる場合は、当該幼保連携型認定こども園の設備の一部を他の学校、社会福祉施設等の設備に兼ねることができる。

2| 前項の規定は、乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所については、適用しない。ただし、他の社会福祉施設の設備に兼ねる場合であつて、その行う保育に支障がない場合は、この限りでない。

(園児の健康及び安全の確保)

第四十八条 (略)

2| 幼保連携型認定こども園は、感染症又は非常災害の発生時において、園児の教育及び保育の継続的な実施並びに非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3| 幼保連携型認定こども園は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。

4| 幼保連携型認定こども園は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

附 則

1-5 (略)

を受けたものに限る。)、教頭(幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、登録を受けたものに限る。)、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師であつて、園児の教育及び保育に直接従事する者の数をいう。

2-4 (略)
4-7 (略)

(他の学校又は社会福祉施設の職員を兼ねるときの職員の基準)

第三十三条 幼保連携型認定こども園は、その運営上必要と認められる場合は、当該幼保連携型認定こども園の職員の一部を他の学校(教育基本法(平成十八年法律第二十号)第六条第一項に規定する法律に定める学校をいう。以下同じ。又は社会福祉施設(社会福祉法第六十二条第一項に規定する社会福祉施設をいう。以下同じ。))の職員に兼ねることができ。ただし、園児の保育に直接従事する職員については、この限りでない。

(他の学校、社会福祉施設等の設備を兼ねるときの設備の基準)

第三十七条 幼保連携型認定こども園は、その運営上必要と認められる場合は、当該幼保連携型認定こども園の設備の一部を他の学校、社会福祉施設等の設備に兼ねることができる。ただし、乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所については、この限りでない。

(園児の健康及び安全の確保)

第四十八条 (略)

附 則

1-5 (略)

<p>6 第六条第一項の規定により置かなければならない保育士の資格を有する者については、当分の間、一人に限って、当該認定こども園に勤務する保健師、看護師又は准看護師（以下「看護師等」という。）をもって代えることができる。ただし、満一歳未満の子どもの数が四人未満である認定こども園については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該認定こども園の保育士の資格を有する者による支援を受けることができる体制を確保しなければならぬ。</p>	<p>6 (略)</p>									
<p>7 (略)</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="1608 231 1675 422">附則第五項 (略)</td> <td data-bbox="1608 422 1675 598">(略)</td> <td data-bbox="1608 598 1675 790">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1563 231 1608 422">附則第六項</td> <td data-bbox="1563 422 1608 598">第六条第一項の規定により認定こども園に置かなければならない保育士の資格を有する者</td> <td data-bbox="1563 598 1608 790">看護師等</td> </tr> </table>	附則第五項 (略)	(略)	(略)	附則第六項	第六条第一項の規定により認定こども園に置かなければならない保育士の資格を有する者	看護師等	<p>6 (略)</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="1608 837 1675 1029">附則第五項 (略)</td> <td data-bbox="1608 1029 1675 1204">(略)</td> <td data-bbox="1608 1204 1675 1396">(略)</td> </tr> </table>	附則第五項 (略)	(略)	(略)
附則第五項 (略)	(略)	(略)								
附則第六項	第六条第一項の規定により認定こども園に置かなければならない保育士の資格を有する者	看護師等								
附則第五項 (略)	(略)	(略)								
<p>8 10 (略)</p> <p>11 第三十二条第三項の表備考1に規定する者については、当分の間、一人に限って、当該幼保連携型認定こども園に勤務する看護師等をもって代えることができる。ただし、満一歳未満の園児の数が四人未満である幼保連携型認定こども園については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって第三十二条第三項の表備考1に規定する者による支援を受けることができる体制を確保しなければならぬ。</p>	<p>7 9 (略)</p>									
<p>12 前項の場合において、当該看護師等は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。</p> <p>13 附則第九項から前項までの規定により第三十二条第三項の表備考1に規定する者を小学校教諭若しくは養護教諭、知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者又は看護師等をもって代える場合においては、当該小学校教諭、養護教諭、知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者並びに看護師等の総数は、同項の規定により置かなければならない職員の数の三分の一を超えてはならない。</p>	<p>10 前二項の規定により第三十二条第三項の表備考1に規定する者を小学校教諭若しくは養護教諭又は知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者をもって代える場合においては、当該小学校教諭若しくは養護教諭並びに知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者の総数は、同項の規定により置かなければならない職員の数の三分の一を超えてはならない。</p>									

(大阪府児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)
 第七条 大阪府児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年大阪府条例第百三号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第十三条 削除</p>	<p>(懲戒に係る権限の濫用の禁止) 第十三条 児童福祉施設の長は、入所している児童に対し法第四十七条第一項本文の規定により親権を行う場合であつて懲戒するとき又は同条第三項の規定により懲戒に関しその児童の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。</p>

第八条 大阪府児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(非常災害対策) 第七条 児童福祉施設(障害児入所施設及び児童発達支援センター(次条 第十三条の二及び第十四条第三項において「障害児入所施設等」という。)を除く。第十三条及び第十四条第二項において同じ。)は、非常災害に備え、消火器等の消火用具、非常口その他の災害対策に必要な設備を設けるとともに、災害対策に関する具体的な計画を作成し、これに対する不断の注意を払い、及び訓練を行うように努めなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>第七条の二 (略)</p> <p>(安全計画の策定等) 第七条の三 児童福祉施設(助産施設、児童遊園及び児童家庭支援センターを除く。以下この条及び次条において同じ。)は、児童の安全の確保を図るため、当該児童福祉施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた児童福祉施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他児童福祉施設における安全に関する事項についての計画(以下「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 児童福祉施設は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。</p> <p>3 保育所及び児童発達支援センターは、児童の安全の確保に関して保護者との連携を図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。</p> <p>4 児童福祉施設は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。</p>	<p>(非常災害対策) 第七条 児童福祉施設(障害児入所施設及び児童発達支援センター(次条 第十三条の二及び第十四条第三項において「障害児入所施設等」という。)を除く。第十四条第二項において同じ。)は、非常災害に備え、消火器等の消火用具、非常口その他の災害対策に必要な設備を設けるとともに、災害対策に関する具体的な計画を作成し、これに対する不断の注意を払い、及び訓練を行うように努めなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>第七条の二 (略)</p>

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第七条の四 児童福祉施設は、児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができする方法により、児童の所在を確認しなければならない。

2 保育所及び児童発達支援センターは、児童の送迎を目的とした自動車(運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向き座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に児童の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認(児童の降車の際に限る。)を行わなければならない。

(他の社会福祉施設を併せて設置する場合の設備及び職員の基準)

第十条 児童福祉施設と他の社会福祉施設(社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第六十二条第一項に規定する社会福祉施設をいう。以下同じ。)とを併せて設置する場合は、必要に応じ当該児童福祉施設の設備及び職員の一部は、併せて設置する社会福祉施設の設備及び職員を兼ねることができる。

2 前項の規定は、入所している者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所している者の保護に直接従事する職員については、適用しない。ただし、保育所の設備及び職員については、その行う保育に支障がない場合は、この限りでない。

(業務継続計画の策定等)

第十三条 児童福祉施設は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供の継続的な実施及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 児童福祉施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。

3 児童福祉施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

第十三条の二 (略)

(衛生管理等)
第十四条 (略)

2 児童福祉施設は、当該児童福祉施設において

(他の社会福祉施設を併せて設置する場合の設備及び職員の基準)

第十条 児童福祉施設と他の社会福祉施設(社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第六十二条第一項に規定する社会福祉施設をいう。以下同じ。)とを併せて設置する場合は、必要に応じ当該児童福祉施設の設備及び職員の一部は、併せて設置する社会福祉施設の設備及び職員を兼ねることができる。ただし、入所している者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所している者の保護に直接従事する職員については、この限りでない。

第十三条 削除

(業務継続計画の策定等)
第十三条の二 (略)

(衛生管理等)
第十四条 (略)

2 児童福祉施設は、当該児童福祉施設において

感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。

3―6 (略)

(職員)
第八十二条 (略)

2―10 (略)

11 第十条第二項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成二十六年厚生労働省令第六十一号)第一条第二項に規定する家庭的保育事業所等(居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。))をいう。第八十八条第二項において同じ。)に入所し、又は幼保連携型認定子ども園に入園している児童と福祉型児童発達支援センターに通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合限り、障害児の支援に直接従事する職員については、これらの児童への保育に併せて従事させることができる。

(職員)
第八十八条 (略)

2 第十條第二項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定子ども園に入園している児童と医療型児童発達支援センターに通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合限り、障害児の支援に直接従事する職員については、これらの児童への保育に併せて従事させることができる。

1―7 (略)
8 第四十七條第二項の保育士の数については、当分の間、当該保育所に勤務する保健師、看護師又は准看護師(以下「看護師等」という。)を、一人に限って、保育士とみなすことができる。ただし、乳児の数が四人未満である保育所については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該保育所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならぬ。

附則

9―20 (略)

感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3―6 (略)

(職員)
第八十二条 (略)

2―10 (略)

(職員)
第八十八条 (略)

1―7 (略)
8 乳児四人以上を入所させる保育所に係る第四十七條第二項の保育士の数については、当分の間、当該保育所に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、一人に限って、保育士とみなすことができる。

附則

9―20 (略)

附則

(施行期日)

- この条例は、令和五年四月一日から施行する。ただし、第一条、第三条、第五条及び第七条の規定は、公布の日から施行する。(安全計画の策定等に係る経過措置)
- この条例の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、第二条の規定によ

る改正後の大阪府指定障害児通所支援事業者の指定並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新指定通所支援条例」という。）第四十一条の二（新指定通所支援条例第五十五条の五、第五十五条の九、第六十五条、第七十二条、第七十二条の二、第七十二条の六、第七十二条の十四及び第七十七条において準用する場合を含む。）、第四条の規定による改正後の大阪府指定障害児入所施設の指定並びに指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新指定入所施設条例」という。）第三十九条の二（新指定入所施設条例第五十九条において準用する場合を含む。）及び第八条の規定による改正後の大阪府児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新設備運営条例」という。）第七条の三（保育所に係るものを除く。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。

（自動車を運行する場合の所在の確認に係る経過措置）

3 新指定通所支援条例第四十一条の三第二項（新指定通所支援条例第五十五条の五、第五十五条の九、第六十五条、第七十二条、第七十二条の二及び第七十二条の六において準用する場合を含む。）の規定の適用については、指定児童発達支援事業者において障害児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であつて、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の障害児の見落としを防止する装置（以下この項において「ブザー等」という。）を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和六年三月三十一日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、障害児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する指定児童発達支援事業者は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて障害児の所在の確認を行わなければならない。

4 前項の規定は、第六条の規定による改正後の大阪府認定こども園の要件並びに設備及び運営に関する基準を定める条例第二十二条第三項の規定の適用について準用する。この場合において、前項中「指定児童発達支援事業者」とあるのは「認定こども園」と、「障害児」とあるのは「子ども」と、「同項」とあるのは「第六条の規定による改正後の大阪府認定こども園の要件並びに設備及び運営に関する基準を定める条例第二十三条」と読み替えるものとする。

5 附則第三項の規定は、新設備運営条例第七条の四第二項の規定の適用について準用する。この場合において、附則第三項中「指定児童発達支援事業者」とあるのは「保育所及び児童発達支援センター」と、「障害児」とあるのは「児童」と、「同項」とあるのは「新設備運営条例第七条の四第二項」と読み替えるものとする。

大阪府立中央高等学校		(略)	
備考 (略)	(略)	大阪府立中央高等学校	(略)
		大阪府立都島第二工業高等学校	大阪市都島区善源寺町一丁目
		大阪府立第二工業高等学校	大阪市阿倍野区文の里一丁目
備考 (略)	(略)	(略)	(略)

第四条 大阪府立学校条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第一(第三条関係)		別表第一(第三条関係)	
名 称	位 置	名 称	位 置
大阪府立東住吉高等学校	(略)	大阪府立東住吉高等学校	(略)
(略)	(略)	大阪府立平野高等学校	大阪市平野区長吉川辺四丁目
(略)	(略)	大阪府立花園高等学校	(略)
大阪府立花園高等学校	(略)	大阪府立かわち野高等学校	東大阪市新庄四丁目
(略)	(略)	大阪府立堺上高等学校	(略)
大阪府立堺上高等学校	(略)	大阪府立美原高等学校	堺市美原区平尾
(略)	(略)	備考 (略)	(略)

附 則

この条例中第一条の規定は令和五年四月一日から、第二条から第四条までの規定は規則で定める日から施行する。

大阪府条例第 号

大阪府立臨海スポーツセンター条例の一部を改正する条例

大阪府立臨海スポーツセンター条例（昭和五十九年大阪府条例第九号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

		改正後		改正前	
別表（第十二条関係） 一―四（略）	区分	単位	金	額	額
	レコードプレーヤー（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
	照明設備（略）	一時間（略）	二、六〇〇（略）	二、六〇〇（略）	（略）
	補助椅子（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
	持込電気器具用電源（略）	一キロワット一時間（略）	一三〇（略）	一三〇（略）	（略）
六（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
別表（第十二条関係） 一―四（略）	区分	単位	金	額	額
	レコードプレーヤー（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
	補助椅子（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
六（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

附 則
この条例は、令和五年四月一日から施行する。

大阪府条例第 号

大阪府立少年自然の家条例の一部を改正する条例

大阪府立少年自然の家条例（昭和六十年大阪府条例第五号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

		改正後		改正前	
備考 (略)	利用するものの構成員	児童、生徒等		児童、生徒等	
		利用形態	宿泊棟 テント	宿泊棟 テント	宿泊棟 テント
	単位	泊 一人一	泊 一人一	泊 一人一	泊 一人一
		金額	五九〇円	四七〇円	五四〇円
	その他の者		その他の者		その他の者
金額		三三〇円	二七〇円	三二〇円	
		(略)		(略)	

別表（第十二条関係）

(利用料金)
第十二条 (略)

2 (略)

3 前項の利用料金の額は、指定管理者が別表に掲げる金額の範囲内で定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ利用料金の額について委員会の承認を受けなければならない。その額を変更するときも、同様とする。

4 委員会は、前項の承認をしたときは、その旨を公示するものとする。

5・6 (略)

別表（第十二条関係）

(利用料金)
第十二条 (略)

2 (略)

3 前項の利用料金の額は、指定管理者が別表に掲げる金額の範囲内で定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ利用料金の額について承認を受けなければならない。その額を変更するときも、同様とする。

4 前項の承認があつたときは、その旨を公示するものとする。

5・6 (略)

附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

大阪府条例第 号

府費負担教職員定数条例の一部を改正する条例

府費負担教職員定数条例（昭和二十七年大阪府条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(府費負担教職員の定数) 第二条 (略)</p> <p>一 小学校(義務教育学校の前期課程を含む。) 一八、一三八人</p> <p>二 中学校(義務教育学校の後期課程を含む。) 一〇、一五五人</p> <p>三 (略)</p>	<p>(府費負担教職員の定数) 第二条 (略)</p> <p>一 小学校(義務教育学校の前期課程を含む。) 一七、八〇七人</p> <p>二 中学校(義務教育学校の後期課程を含む。) 一〇、二六七人</p> <p>三 (略)</p>

附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

大阪府条例第 号

大阪府立近つ飛鳥風土記の丘条例及び大阪府立博物館条例の一部を
改正する条例

(大阪府立近つ飛鳥風土記の丘条例の一部改正)

第一条 大阪府立近つ飛鳥風土記の丘条例(昭和六十一年大阪府条例第二号)の
一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で
示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(指定管理者の指定) 第七条 (略)</p> <p>2 委員会は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、<u>大阪府立博物館等指定管理者選定委員会</u>の意見を聴かなければならない。ただし、緊急の必要がある場合その他委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(指定管理者の業務の実施状況等の評価) 第九条 委員会は、指定管理者が行う<u>第四条各号</u>に掲げる業務の実施状況等に関する評価を行わなければならない。ただし、委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p>	<p>(指定管理者の指定) 第七条 (略)</p> <p>2 委員会は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、<u>大阪府立近つ飛鳥博物館等指定管理者選定委員会</u>の意見を聴かなければならない。ただし、緊急の必要がある場合その他委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(指定管理者の業務の実施状況等の評価) 第九条 委員会は、指定管理者が行う<u>第四条</u>の業務の実施状況等に関する評価を行わなければならない。ただし、委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p>

(大阪府立博物館条例の一部改正)

第二条 大阪府立博物館条例(平成二年大阪府条例第二十一号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で
示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(指定管理者の指定) 第五条 (略)</p> <p>2 委員会は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、<u>大阪府立博物館等指定管理者選定委員会</u>の意見を聴かなければならない。ただし、緊急の必要がある場合その他委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p>	<p>(指定管理者の指定) 第五条 (略)</p> <p>2 委員会は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、<u>次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める指定管理者選定委員会</u>の意見を聴かなければならない。ただし、緊急の必要がある場合その他委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>一 <u>大阪府立弥生文化博物館</u> <u>大阪府立弥生文化博物館指定管理者選定委員会</u></p> <p>二 <u>大阪府立近つ飛鳥博物館</u> <u>大阪府立近つ飛鳥博物館等指定管理者選定委員会</u></p>

(指定管理者の業務の実施状況等の評価)
 第七条 委員会は、指定管理者が行う第二号各号に掲げる業務の実施状況等に関する評価を行わなければならない。ただし、委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 委員会は、前項の規定により評価を行うときは、大阪府立博物館等指定管理者評価委員会^一の意見を聴かなければならない。ただし、委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(利用料金)
 第九条 (略)

2 (略)

3 前項の利用料金の額は、指定管理者が別表に掲げる金額の範囲内で定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ利用料金の額について委員会の承認を受けなければならない。その額を変更するときも、同様とする。

4 委員会は、前項の承認をしたときは、その旨を公示するものとする。

5・6 (略)

(指定管理者の業務の実施状況等の評価)
 第七条 委員会は、指定管理者が行う第二号の業務の実施状況等に関する評価を行わなければならない。ただし、委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 委員会は、前項の規定により評価を行うときは、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める指定管理者評価委員会の意見を聴かなければならない。ただし、委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

一 大阪府立弥生文化博物館 大阪府立弥生文化博物館指定管理者評価委員会

二 大阪府立近つ飛鳥博物館 大阪府立近つ飛鳥博物館等指定管理者評価委員会

(利用料金)
 第九条 (略)

2 (略)

3 前項の利用料金の額は、指定管理者が別表に掲げる金額の範囲内で定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ利用料金の額について承認を受けなければならない。その額を変更するときも、同様とする。

4 前項の承認があつたときは、その旨を公示するものとする。

5・6 (略)

附 則

- (施行期日)
- 1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。
 - 2 大阪府附属機関条例(昭和二十七年大阪府条例第三十九号)の一部を次のように改正する。
- 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第二(第二条関係)		別表第二(第二条関係)	
執行機関	公の施設	執行機関	公の施設
(略)	(略)	(略)	(略)
名称	名称	名称	名称
(略)	(略)	(略)	(略)
教育委員会	大阪府立近つ飛鳥風土記の丘、大阪府立弥生文化博物館、大阪府立近つ飛鳥博物館	教育委員会	大阪府立近つ飛鳥風土記の丘、大阪府立近つ飛鳥博物館、大阪府立弥生文化博物館
	大阪府立博物館等		大阪府立近つ飛鳥博物館等